

令和4年11月4日

一般財団法人 有本積善社
代表理事 有本圭志 様

広報広聴課長 大槻 成雄

公開質問状について

10月11日に提出された公開質問状の実務的事項について担当課から回答いたします。

記

1. 令和4年9月14日舞鶴市議会代表質問（鴨田議員）の答弁について

令和元年5月からの記録に残る資料、幾度かの同様の意見、令和3年5月、6月の意見やメールは、貴財団の一貫した要望であると認識したところであります。

市では、空山中継局へは無線回線で、加佐中継局へは有線回線を利用して、放送データを送信する体制を構築し、市内ほぼ全域において受信が可能となり、「難聴エリア解消」による、防災情報伝達手段の重層化という目的は達成できたものと考えております。

一方で、加佐中継局への無線回線は、本年3月に完成した後に、不安定さが認められる状態になっていることから、より良好な音声で防災情報が放送できるよう、改善に努めております。先の市長答弁は、加佐中継局への無線回線の状態を説明したものであり、問題の矮小化等を意図したものではありません。

このことから、いずれの答弁についても撤回するものではないと考えます。

防災情報の伝達に、FMまいづるに果たしていただく役割は大きく、市民の皆様には平常時から放送を聞いていただくことが重要だと考えております。

2. 令和4年9月15日舞鶴市議会一般質問（小杉議員）の答弁について

当該施工監理業務については、指名競争入札を実施しましたが、建設技術研究所を含む10者が辞退されました。入札が不調になったことから辞退理由を確認したところ、同社から「十分な生産体制を整えることができないため」との回答であり、そのように認識しております。

また、試験放送の結果、基準を満たす電波の送受信ができなかった後の対応については、同社に対し、設計の過程等について事実確認しております。

次に、令和2年10月28日、広報広聴課から貴財団に送信したメールについては、先の9月議会で答弁したとおり、免許申請の事前確認において、仮に、設計会社が作成し

た資料で、総務省近畿総合通信局から修正の指摘があれば、設計会社の責任で対応してもらうことを意味するものでありました。早期に、放送免許の申請、予備免許の交付、試験電波の発射を行う必要がある中、施工監理業務を委託している貴財団も含め、関係者が判断できない状況であったため、発注者として、まずは同局の事前確認を受けるべきと考えたことから、資料提出を早急に行っていただくよう、お願いしたものであります。

次に、設計したものが正常に機能しなかったとのご指摘については、業務委託の成果物を元に作成した資料により、総務省に免許申請され、審査において申請内容が電波法に定める技術基準に適合しているとされ、予備免許が交付されております。電波の送受信の状況について、机上でのシミュレーションだけでは充分でなく、実際に試験電波を発射しなければ、正確に把握することはできません。

設計図書に基づく成果物は適切であり、約定違反や法令違反、契約不適合は認められないことから、設計業者に責任を問うものではなく、答弁を撤回するものではないと考えます。

3. FMまいづる中継局に関する建設技術研究所の詳細設計の不備について

詳細設計業務の中で、建設技術研究所の担当者は、総務省近畿総合通信局と協議し、業務を進められ、仕様書に定めるものは成果物を提出いただいております。業務は完了しています。

免許申請にあたっては、免許人である貴財団に、無線局免許申請書類等の内容確認について協力いただいたものと認識しております。

4. 舞鶴市の不適当な設計業者選定と建設技術研究所の設計不備を防げなかった舞鶴市の監督責任により発生した追加工事について

当初想定していた以上に地形的要因や自然環境の影響を受けるなど、予期しなかった要因で基準を満たす電波の送受信ができないことが判明したもので、設計に瑕疵はなく建設技術研究所に責任を問うものではないと考えます。

追加工事の設計は、「五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局等工事」において導入した設備を移設活用するため、設備の導入に関わった業者に依頼したものです。

5. 事実でない事を答弁された事により当財団の名誉が損なわれたことについて

大浦地域・加佐地域でのFM中継局開設の時期について、市は、完了時期に合わせて公表することを予定しており、令和3年5月に開始するとの公表はしておりません。総務省近畿総合通信局が発表された開局の目安については、免許申請の際の情報に基づき発表されたものです。

次に、守秘義務に関することについてではありますが、施工監理業務を委託し、業務が完了していない中、また契約に秘密保持の項目が規定されている中において、新聞紙面に関係者しか知り得ない情報が報道されたものであると認識しております。取材対応については、事前に市に協議いただくべきものであったと考えております。

また、要望と認識した経緯については、これまでから繰り返し答弁しているとおりであり、市は、一度も貴財団に責任を迫及したことはありませんし、印象操作をする意図はありません。